

## 日本弁護士連合会臨時総会報告

2013年12月6日（金） 於・弁護士会館2階講堂「クレオ」

日本弁護士連合会臨時総会は、2013年12月6日（金）午後0時30分から、弁護士会館2階講堂「クレオ」において開催された。

出席者は、午後1時の時点で、本人出席384名、代理出席8,964名、弁護士会出席52名の合計9,400名であり、外国特別会員の出席は、本人出席0名、代理出席11名の合計11名であった。

総会は、荒中事務総長の司会で午後0時30分から始められた。

山岸憲司会長が開会を宣言し、次のとおり挨拶した。

本年もこれまでに人権擁護大会、業革シンポ、民暴大会、支部サミットなど様々な行事があったが、多くの会員、市民の方に参加いただき、いずれも成功裏に終えることができた。また、全国8か所のブロック大会も充実したシンポジウム等がなされ、無事に終了した。改めて御礼申し上げる。

私の任期も1年半を経過したが、この数か月を振り返っても、婚外子相続格差違憲決定があり、相続分変更の民法改正が実現した。また、衆議院選挙の1票の格差違憲訴訟では、最高裁判決が違憲状態と判断するにとどまった後、参議院選挙につき違憲無効の高裁判決が出されるなど司法が注目を集めた。長年にわたる日弁連の地道な活動は、今年度、障害者差別解消法、いわゆる免田法の成立、成年被後見人に関する公職選挙法の改正等、様々な成果として結実させることができた。原発事故の損害賠償の消滅時効延長法、集団的消費者被害回復訴訟特例法も成立に至った。法律の制定に向けて活動を続けてきた関係各位の尽力に心から敬意を表し、感謝申し上げます。

特定秘密保護法案については市民集会、街宣活動等で、秘密情報の保護は公文書管理法及び情報公開法の改正並びに適正な情報管理システムの構築とその運用の中でこそなされるべきものであること、国民の知る権利を侵害するこの法案は修正によってもその危険性を払拭できないことなど警鐘を鳴らし続けてきたが、残念ながら本日にも参議院において可決され成立するのではないかという段階に入っている。特定秘密保護法案の危険性が現実のものとならないように、実効性のある検証機関の設置並びに公文書管理法及び情報公開法の改正に向けて、今後も力強く取り組んでいかなければならない。

また、年明けからは、改めて憲法改正問題がメディアを賑わすことも想定される。各地で議論を深め、市民の方々に恒久平和主義、憲法第9条の積極的意義などを理解してもら

えるように取り組んでいかなければならない。各地の弁護士会で強めていただいている活動を、日弁連ではさらに充実させるように準備を進めている。特定秘密保護法の採決の強行から、さらに共謀罪、集団的自衛権の行使容認の解釈改憲へと進むといったことがないように市民との連携の中で全国の会員とともにしっかりと取り組む必要がある。憲法の基本原則や司法・行政・立法の三権の在り方についても議論が必要な重要な課題が出てくると思われる。法律家団体として、しっかりと取り組んでいく。

取調べの可視化を中心とする刑事司法改革、法曹養成制度の改革についても、衝に当たっている人たちが大変なエネルギーをかけて努力しているが、この年度末から次年度にかけて具体的な形になって表れてくる。少年事件の国選付添人制度の拡充も実現していかなければならない。

弁護士の活動領域の拡大についての取組もしっかり進めている。

国際化への対応力の強化のため様々な施策を実行し、さらに幅広い施策を実行していく。来年、東京で開催されるIBA国際法曹協会のプレイベントが10月にあり、盛会のうちに終了した。国際化への対応について、さらに積極的な取組をしていく所存である。

業務の拡大、若手支援策の拡大、総合研修センターの拡充、広報・宣伝活動等にも取組を強め、さらに充実させていきたい。

なお、先の定期総会において、預り金等の取扱いに関する規程の制定につき承認をいただき、その後各地の弁護士会において、不祥事の再発防止と信頼回復に積極的に取り組んでいただいているが、その後も不祥事が発覚しており、誠に残念である。私たちの活動が市民に受け入れられ、社会を動かすことができるためには、信頼の確保こそが必要不可欠である。取組を強化し、不祥事をなくす。弁護士自治を守るとの決意を確認し合い、厳正に取り組んでいきたい。改めて協力をお願い申し上げる。

一つ、お詫びを申し上げます。12月2日に会員専用ホームページをリニューアルしたが、同時にリニューアルする予定であった総合研修サイト、メーリングリストシステム及びメールマガジン配信システムに不具合が発生した。鋭意対応し、現在は、おおむね解消しているが、会員に迷惑、不便をお掛けした。心からお詫び申し上げます。

本日は、議案数も多く時間を要することと思う。御案内のとおり、夕刻から日比谷野外音楽堂で開催予定の秘密保護法の廃案を求める市民集会があり、多くの会員が駆けつける予定であると思うので、充実した審議とともに、効率的に進めていただきたい。

続いて正副議長の選任手続がなされ、山岸会長が議長の選任方法について議場に諮ったところ、三木祥史会員（第一東京）から選挙によらず会長が指名する方法で議長及び副議長2名を選出されたいとの動議が提出され、他に意見がなかったため、山岸会長が動議を議場に諮ったところ賛成多数で可決された。

動議可決を受けて、山岸会長は、議長として吉成昌之会員（第二東京）、副議長として藤原浩会員（東京）及び水野彰子会員（島根県）をそれぞれ指名し、正副議長から就任の挨拶

拶があった。

議事規程第5条に基づき、山岸会長から議案が提出された。

議長は、議事録署名者として、日向隆会員（東京）、松村真理子会員（第一東京）及び戸田綾美会員（第二東京）の3名を指名した。

副議長は、議事に入る前に、発言や採決に際しての注意事項を述べ、また、本総会の議事が会則第54条第1項により公開されている旨及び傍聴者は傍聴席にて傍聴されたい旨を述べた。

議長は、議事に入る旨を宣した。

議案の取扱いについて、会長から、第1号議案及び第2号議案、第3号議案から第5号議案まで、第6号議案から第9号議案まで並びに第11号議案及び第12号議案は、それぞれ関連する部分がある議案であるため、第1号議案及び第2号議案、第3号議案から第5号議案まで、第6号議案から第9号議案まで、第10号議案、第11号議案及び第12号議案の五つのグループとし、議案が複数にわたるものは、一括上程して審議されたい旨の意見があり、議長は、上記グループごとに一括審議し、採決は議案ごとに各別に行うこととした。

**【第1号議案】 少年・刑事財政基金のための特別会費徴収の件（平成20年12月5日臨時総会決議・平成23年2月9日改正）中一部改正の件**

**【第2号議案】 法律援助基金のための特別会費徴収の件（平成23年2月9日臨時総会決議）中一部改正の件**

議長は、第1号議案「少年・刑事財政基金のための特別会費徴収の件（平成20年12月5日臨時総会決議・平成23年2月9日改正）中一部改正の件」及び第2号議案「法律援助基金のための特別会費徴収の件（平成23年2月9日臨時総会決議）中一部改正の件」を一括して議題に供した。

横溝高至副会長から、次のとおり議案の趣旨説明がなされた。

第1号議案は、2011年2月9日開催の臨時総会において延長した少年・刑事財政基金のための特別会費の徴収期間を2014年6月から2017年5月まで延長し、徴収額を月額4,200円から月額3,300円に減額することを求めるものである。

徴収期間の延長の必要性について説明する。2011年2月9日開催の臨時総会におい

て、少年・刑事財政基金のための特別会費の徴収期間を2011年4月から2014年5月までとし、徴収額を月額4,200円にすることが決議された。これは、被疑者国選弁護制度の対象事件のさらなる拡大、国費による逮捕段階の被疑者弁護制度、全面的付添人制度の実現までまだ時間を要するので、徴収期間を2014年5月までの期間として、期間経過時点で改めて特別会費の徴収額と徴収期間を検討することが望ましいという見地によるものであった。現在、被疑者国選弁護制度の対象は、死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件であり、時期は勾留時であり、いわゆる第二段階である。逮捕段階の事件、被疑者国選弁護事件の対象とならない勾留段階の事件について委託援助事業として取り扱っているが、この事業の利用状況は、弁護士、弁護士会の努力により毎年増加の傾向にある。委託援助事業を継続する必要性は十分にある。

また、現在、法制審議会の新時代の刑事司法制度特別部会においては、被疑者国選弁護事件の対象事件の拡大が検討されている。被疑者国選弁護の対象を勾留事件全件に及ぼす、いわゆる第三段階の実現について相当程度の可能性がある。日弁連としては、法制審議会において、被疑者国選弁護事件の対象事件を勾留事件全件とする結論を得るとともに、逮捕段階についても検討の余地を残すという結論を得るべく努力している。

次に、少年国選付添人制度の関係では、現在、国選付添人の対象事件は、死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件に限定されている。少年保護事件付添援助制度はこの対象から外れる事件を取り扱っており、その利用はやはり増加傾向にある。日弁連は、全面的国選付添人制度実現本部を設置し、全国で対応態勢の整備を行うとともに、世論喚起のためにシンポジウム、院内集会、国会議員要請等を行ってきた。その結果、法務省も少年国選付添人制度の対象事件の拡大に向け検討し、法制審議会の議を経て、少年法改正案を国会に提出する見通しである。この改正案は、少年国選付添人制度の対象事件の範囲が死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件に拡大するものである。この改正案は、残念ながら、今臨時国会では提出に至らなかったが、次の通常国会に提出される可能性は大と見てよい。ただ、観護措置決定がなされた事件のうち国選付添人が選任されない事件はまだ生じるので、少年保護事件付添援助制度は継続する必要がある。今後とも全面的国選付添人制度の実現を求め、取組を強化し、付添人活動の量的な強化及び質の向上が必要である。

問題は、特別会費の金額を3,300円とする理由及び支出の予想額である。この点、少年保護事件付添援助制度の関係では、少年国選付添人制度が拡大された場合、裁量による選任となるため、選任の割合が問題になる。本提案では、対象事件の62.5%程度、観護措置決定がされた事件全体の50%に国選付添人が選任されると予測した。特別会費の徴収額は、会員の負担軽減という視点と少年・刑事財政基金の安定した運営の確保という視点の双方から検討する必要がある。現行の月額4,200円を前提とすると年度末正味財産が年々増加する。会員の負担軽減を考慮すれば、月額4,200円から減額すべきということになる。そこで、月額3,400円、月額3,300円、月額3,200円に

減額した場合をそれぞれシミュレーションした。月額3,200円まで減額すると、単年度収支で4,600万円から1億900万円の赤字になる。基金の安定した運営、第3号議案で審議する育児期間中の会費免除等を考慮すると、月額3,300円にとどめるのが適当であると考える。

ところで、2014年度以降に少年国選付添人の対象事件の拡大がなされない場合には赤字が予測され、一般会計から繰入れをせざるを得ないことになるが、一般会計には多少の繰越金が存在すること、対象事件の拡大は2014年度中には実現するであろうこと、繰入れが一時的なものであることなどから、一般会計からの繰入れも許されると判断する。以上が第1号議案の趣旨説明である。

次に、第2号議案について説明する。

本議案は2011年2月9日開催の臨時総会において決議した刑事被疑者弁護援助及び少年保護事件付添援助を除くその他七つの法律援助事業のための特別会費の徴収期間を2014年6月から2017年5月まで延長し、徴収額を月額1,300円から月額1,100円に減額することを求めるものである。2011年2月9日開催の臨時総会において、犯罪被害者法律援助をはじめとするその他七つの法律援助事業のための特別会費の徴収期間を2011年4月から2014年5月までとし、徴収額を月額1,300円にすることが決議された。

その他七つの法律援助事業とは、犯罪被害者法律援助、難民認定に関する法律援助、外国人に対する法律援助、子どもに対する法律援助、精神障害者、心身喪失者等の法律援助、高齢者・障害者及びホームレスに対する法律援助である。いずれの援助事業も、受案件数は、年々増加の傾向にある。増加の原因は、熱心に取り組む会員が増加しているということ、研修等が強化されていること、子どもシェルターの数が増加していること、精神科病院での巡回相談、出張相談を実施していること、利用者側からも援助事業の有効性が認識され全国的に利用されるようになってきていることなどが挙げられる。その他七つの法律援助事業は、人権救済の観点から弁護士費用の援助を行うものであること、公益性の高い事業であること、本来、国費・公費化されるべき事業であることなどから、継続実施する必要が高いと考える。そして、国費・公費化のために、あまねく全国で実施可能な対応態勢を整えることが不可欠である。国費・公費化に向けた運動を続けていく必要がある。

なお、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律が一部改正され、資力要件が緩和され、また被害者参加本人への旅費及び日当が支給されることになった。犯罪被害者のための国費投入へ向け、少し前進したものと見える。その他七つの法律援助事業の各事業の継続の必要性については議案書に記載のとおりである。

そこで、特別会費の徴収額について、シミュレーションを行った。まず、2014年度以降を月額1,100円に減額した場合、単年度収支は2014年度が396万円の黒字だが、2015年度はマイナス8,650万円、2016年度がマイナス1億8,500万円になる。もっとも、2013年度末の繰越金が7億3,200万円ほどあり、これは

会員の負担軽減のために還元することがよいと考える。次に、2014年度以降を月額1,000円に減額した場合には、2014年度から単年度収支が赤字になってしまう。後に審議する育児期間中の会費免除、登録料の減額などを考慮すると、1,000円に減額することは法律援助事業の安定性に欠けることになりかねない。そのため、月額1,100円の限度の減額にとどめるのが、適当であると考えます。

延長する期間は、刑事被疑者弁護援助、少年保護事件付添援助の延長期間と平仄を合わせる必要があり、2017年5月までとすることを提案する。

以上が、提案の趣旨である。その他七つの法律援助事業に関しては、国費・公費化に向けて努力してきたが、その実現には時間を要するため、一層の強い活動をしていかなければならない。その他七つの援助事業の国費・公費化に向けた活動の展開及び今後の取組については、議案書を参照いただきたい。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

川村百合会員（東京） 「議案書には、2014年度から国選付添人制度の対象事件拡大が相当程度見込まれると書かれている。この予測がいかなる根拠に基づくものか。表面的な答えが欲しいわけではないので、私がなぜこのような質問をするかを従前の経緯を簡単に振り返りながら説明したい。

これまでの執行部の説明では、少年法改正法案は2013年の通常国会に上程されて可決成立の見込みということであった。すなわち、法制審は、国選付添人対象事件拡大とともに検察官関与対象事件拡大と厳罰化をセットとした少年法の改正を今年の2月に法務大臣に答申したわけだが、その前の1月に開催された法制審少年法部会の最終回において、日弁連委員は、国選付添人対象事件の拡大と検察官関与対象事件の拡大を分離して採決することを求めず、一括して採決をすることになり、日弁連委員も検察官関与を含めて賛成票を投じた。しかし、日弁連は、かねてより国選付添人対象事件の拡大と検察官関与の対象事件の拡大は論理的に結び付かないとして一貫して検察官関与に反対してきたのであるから、あくまでも分離採決を求めるべきであり、その上で検察官関与には反対すべきであるという意見が強くあった。私もその1人である。

ところが、当時の執行部の説明では、日弁連が分離採決を求め、その結果、分離採決となった場合に、日弁連が検察官関与に反対票を投じれば、この法案は対決法案となるが、今年の通常国会は参議院選挙を控えて延長が絶対にできないため、対決法案となった場合には通常国会に上程できないと法務省が言っているとのことであった。また、日弁連が賛成すれば、通常国会に上程する約束ができていたということであった。仮に通常国会に提出できなくてもいずれ提出されるのであれば、日弁連が筋を通すことのほうが大切だと考える私を含む多くの会員の反対にもかかわらず、当時の執行部は、通常国会に上程されると信じ、分離採決を求めないという方針を貫いた。しかし、承知のとおり通常国会には上

程されなかったばかりか、今回の臨時国会にも上程されなかった。

日弁連執行部が説を曲げて検察官関与に賛成してでも、少年法改正を早期に実現するという方針を採ったことに対し、これまで日弁連を応援してきた方たちの中から、多くの非難の声が出ている。すなわち、国選付添人制度の実現のために日弁連の要請に応じて、日弁連主催のシンポジウムや院内集会で、日弁連に対する応援のメッセージをくださった学者、家庭裁判所調査官の方々、御自身が子どもを亡くした被害者遺族でありながら少年法の理念を大切に思っている被害者と司法を考える会の代表の方などから、日弁連はこの事態をどう思っているのか、これからどうするつもりなのか、もう日弁連を信用しない、応援しないという声を聞いている。

そのような中で、少年法改正をいかにして次期通常国会で成し遂げるのか、また、成し遂げたとして、少年司法を担う他の職種やボランティアの方たちの理解を失った日弁連が、良い付添人活動を展開していけるのか。これから改正に至る具体的な道筋と少年法の理念を曲げたこと責任をどうとるのか、以上の2点を質問する。」

横溝副会長 「臨時国会で少年国選付添人の拡大の關係の少年法改正案が提出されなかったことは残念である。もっとも、法務省は、この改正案を提出する方針を維持しており、間違いなく提出されると理解している。政党等との意見交換会でも議員たちが改正案について理解を示しており、次の通常国会には提出されると見込んでいる。

もう一つの質問については、法務省で要綱案が示され、その後、弁護士会に意見照会を行った上で、理事会で検討していただき、少年法部会の委員の先生方に採決に関して権利を行使していただいた。意見照会については、その当時の意見照会の文書を御覧いただきたい。検察官関与制度の対象事件の拡大のない国選付添人制度の拡大の見通しを示す必要があるが、2000年改正及び2007年改正における法務省の見解及び今回の提案に至る法務省の見解、意見交換会での研究者委員及び犯罪被害者団体委員の意見等を踏まえれば、少なくとも短期的にはそのような制度の実現は困難と言わざるを得ない。このような状況下で、今回の要綱に反対した上で、特別会費の徴収期限の延長を提案することが妥当か、会員の理解を得られるかについて慎重な検討が必要である。以上のような経過及び現在の情勢を踏まえて、特に要綱の第1にある国選付添人制度及び検察官関与制度の対象事件拡大について一括して採決する場合にどのように対処すべきかについて回答いただきたいという趣旨を記載した上で、意見照会を行った。国選付添人の対象事件を被疑者国選弁護制度と同範囲に拡大し、裁量的な検察関与制度の対象事件も国選付添人制度と同範囲まで拡大する、少年の対象事件に関する有期刑の上限を引き上げる、不定期刑の要件等を整備するということに関して、全国の弁護士会及び関連委員会に意見照会を実施したところ、対象事件拡大には賛成、検察官関与には反対、有期刑の上限引き上げには反対というのが弁護士会及び関連委員会の多数意見であった。ただ、検察官関与と国選付添人の拡大とを一括して採決する場合には、反対の意見を表明した上で一括の採決において賛成するとい

うのが、弁護士会及び関連委員会の多数意見であった。その上で理事会に諮ったところ、同様に、一括して採決する場合には賛成の票を投じるという結論になり、日弁連としては、少年国選付添人拡大のために全力を尽くすという意思を確認している。この考え方に従って、その後の法制審議会で委員の先生方も対応していただいた。日弁連としては、十分説明した上で、その説明に従って対応していると理解している。」

川村会員 「私の質問に対する答えになっていないので、改めてポイントだけお聞きする。確かに、もし一括採決になった場合にどういう態度を日弁連委員が採るべきかという照会があり、その結果、苦渋の選択として一括賛成やむなしという意見ではあったが、分離採決を求めるか否かについては、当然、分離採決を求めるべきであるというのが、意見照会の過程で執行部からあった説明である。それにもかかわらず分離採決を求めなかったのは、なぜかということを質問している。」

横溝副会長 「分離採決を求めるべきではなかったかという指摘であるが、そのときの委員の状況、世論の状況、犯罪被害者の皆様の状況等を検討すると、分離採決した場合には、少年国選付添人の範囲の拡大について反対票がかなりの割合で出てしまうのではないかという懸念があった。また、もともと法務省としても一括して諮問をしてきており、委員の考えもそうであった。どこまで社会の納得を得られるかについても総合的に考えた上で、一括で進めなければいけないと判断した。」

酒井桃子会員（東京） 「全件国選付添人制度が実現するまでは、当番付添人制度を維持するために特別会費の徴収期間を延長しなければならないという点については、まさにそのとおりだと思う。しかし、少年法改正法案が成立していない段階で、なぜ会費の減額を先行させるのか、質問させていただきたい。」

2008年12月5日の臨時総会では、2009年改正で被疑者国選の対象が大幅に拡大されることが既に確定しており、特別会費が4,200円から3,100円に減額された。このときは、臨時総会の時点で改正法の施行時期まで確定していた。また、被疑者国選の場合は、要件を満たし、本人が請求をすれば必ず選任されるのであって、被疑者国選の対象が拡大されたという法改正を受けて、被疑者援助制度の出番が少なくなるから特別会費を減額するというのは合理的でよく分かる話である。しかし、今回は法案が提出されてもいない段階である。法務省が提出の意思を失っていないとのことだが、そうであっても、現時点では現実について拡大するのか全く不透明な状態だと言わざるを得ない。

また、今回の改正案が内容とする国選付添人制度の拡大は裁量性であり、対象事件であっても必ず国選付添人が選任される保証もない。実際の運用を見なければきちんとしたシミュレーションはできないはずである。国選の拡大が実現し、実際の運用を見定めてから減額するのが筋だと思う。なぜ現時点で減額を提案するのか、説明していただきたい。」



横溝副会長 「会員の経済的負担について十分配慮して欲しいという会員の声があちこちで聞かれることから、執行部としては、会員の会費負担に十分に配慮する視点を持っており、まずこの特別会費について減額できないかという視点がある。

次に、不透明な段階での減額という指摘があったが、不透明か否かについて、私どもの見込みと質問者の見方に差異があるように思う。執行部としては、次の通常国会には、ほぼ間違いなく上程されると見込んでおり、本議案を提案させていただいている。

それからもう一つ、選任の割合が不確かという指摘があった。ただ、これについては、概算要求が出されており、5,000件弱という数字で予算が要求されている。5,000件弱であれば、従来の300件、400件から大幅に増大することになる。このように、予算の要求の状況から見て、対象事件の62.5%、観護措置決定なされる事件の50%という選任率は、かなりの精度で考えてよいと理解している。」

酒井会員 「次の通常国会で提出される前提とのことであるが、議案書のシミュレーションは、来年の4月に国選付添人制度の拡大が実現した場合の数字となっている。仮に来年の通常国会に提出されるとして、どの程度、来年4月から拡大されると考えているのか。現実問題として無理ではないか。

確かに、議案書の本文には4月に拡大しない場合の赤字の算定について記載があるが、4月に拡大されない場合のシミュレーション資料が添付されていないのはなぜか。

また、もともと4月に拡大するという見込みで今回の減額提案がされ、単位会への意見照会の際にも秋の臨時国会で提出される見込みが高いという説明があった。その後、秋の臨時国会では提出されず、意見照会的前提が変わってきているが、減額提案の内容は、全く変えるつもりはないのか。」

横溝副会長 「シミュレーション上は4月からとしており、意見照会やワーキンググループの意見書等では4月又はそれに直近する時期として検討いただいた。確かに、仮に通常国会で成立したとしても、4月からの施行については、なかなか困難な部分があるように思う。7月、あるいは9月になってしまう可能性もある。その場合には、一般会計からの繰入れのことも検討せざるを得ない状況になる。ただ、議案書にあるとおり、単年度で4億ぐらいの収支マイナスであるから、2か月、3か月であれば、繰入額はかなり少ない金額で済むことになると思う。これらを考慮しても、会員の会費負担を軽減したいというのが執行部の意向である。」

荒事務総長 「実際に折衝を行っている者として事務総長から補足する。まず、釈迦に説法で恐縮だが、このような政策を実行するには、予算的な裏付けとそれを執行するための法案が必要である。先ほど担当副会長から話があったとおり、今まで国選付添人の予算

は大体4,000万円ぐらいであった。今年、法務省は、法テラスと協議の上、これに5億8,000万円を増やして6億2,000万円の予算要求をしており、ここまで削られずにきている。例年12月20日に政府の閣議決定原案が提出され、程なく閣議決定がなされるので、予算的な裏付けについては、このクリスマス頃にははっきりするであろう。

そうすると、この法案は、事実上、予算関連法案となる。予算が既に閣議決定されているということは、事実上、予算を執行するための法律として早く通さなければならないという状況が作られていく。そういう状況を踏まえて、担当副会長から、通常国会については相当程度の高い確度で提出されると考えているとの説明があった。併せて、私たちは与党のみならず、野党とも意見交換をしており、おおむね全ての党から理解、協力を得られている状況にある。そういう中で本議案が提案されているということを理解いただきたい。」

樋口裕子会員（東京） 「私は、去年、東京弁護士会の常議員として少年法に関する意見照会の決議に参加したが、日弁連からの意見照会には900円の減額にしかならないことが明示されていなかったのはなぜか。なぜシミュレーションをしていなかったのか。」

横溝副会長 「指摘された意見照会は、要綱に関する意見照会であるが、その時点では、まだ執行部でも減額の金額を決めている状況ではない。その段階ではあくまでも検察官関与と国選付添人の拡大の上限の引き上げについて意見を照会した。去年の意見照会の頃は、会費減額の検討にはまだ至っていなかった。」

樋口会員 「意見照会では、要綱に反対した上で特別会費の徴収期限の延長を提案することが妥当か、会員の理解を得られるかについて慎重な検討が必要とし、少年法改正に賛成すれば、あたかも特別会費の徴収期限を延長する必要がないかのごとく記載したにもかかわらず、実際には900円しか減額できない点をどう考えているのか。従来の4,200円を維持する修正案を提案する気持ちはあるか。この2点を質問したい。」

横溝副会長 「金額の質問についてであるが、要綱に関する意見照会の時点では、確かに、2013年の12月頃には臨時総会を開催し、その後に到来するこの援助事業の期限について検討することになるであろうことは念頭にはあったが、その時点で差し迫って必要だったのは、あくまでも国選付添人拡大及び検察官関与に関する事項であり、その範囲で意見照会を行った。金額の検討は、その後に具体的に進めていった。

議案を修正するか否かについては、原案を維持する意向である。」

森田梨沙会員（東京） 「冒頭の説明で、仮に赤字が発生したとしても一般会計から繰入れをすれば足りるという説明があった。その根拠として、一般会計の繰越金が平成24

年度で20億5,400万円程度あることを基礎としていると思うが、もしそのような余剰金が一般会計にあるのであれば、会費負担の軽減は、一般会費の減額によって達成すべきではないか。」

横溝副会長 「会員の経済的負担の軽減については十分検討しなければならないと思っている。一般会費の関係では、収入は、毎年度1億5,000万円から2億円までの範囲であり、会員の増加により増加する。しかし、来年度から消費税が増加されるほか、後に審議する育児期間中の会費免除、登録料の減額により減収になる。これらを全体的に考えると、一般会費の減額については、現時点では慎重に考えなければならないと考える。」

森田会員 「2011年2月5日の臨時総会で特別会費を3,100円から4,200円に増額した際には、会費の負担を明確にし、会務運営の透明性を確保するという観点から、基金の減収は特別会費収入により補うことが適切であり、繰入れはあくまでやむを得ない例外的措置と位置付けるべきだと説明された。今回の議案書にもそのような説明がある。また、2010年に基金が財源不足になって、一般会計から3億5,000万円の繰入れをしたことがあるということだが、これは全件国選付添人実現のための運動によって予想以上に付添援助件数が増加した結果、予想外に赤字が発生したためやむを得ず一般会計からの繰入れを行ったものである。これに対し、今回、平成26年度中に赤字が発生することはほぼ確実であるにもかかわらず、最初から一般会計からの繰入れを当て込んで会費を減額するということは、特別会費の趣旨に反して許されないのではないか。」

横溝副会長 「確かに、特別会計は明確化して独自に進めなければならない、との趣旨については、同様に考えている。ただ、今回の場合、本当に一時的なものであること、一般会計にこれだけの繰越金があることなどから、相当性、合理性があり、やむを得ない範囲であると考えている。」

河崎夏陽会員（東京） 「質問が続いているが、すごく大事な問題なので少しだけ話を聞いてほしい。日弁連は、少年審判に対する検察官関与の拡大や厳罰化という点について、賛成なのか反対なのか、簡単にお答えいただきたい。」

横溝副会長 「検察官関与、厳罰化、いずれも日弁連は反対してきた。ただ、今回の国選付添人制度と検察官関与を一体として考えた場合、国選付添人制度の拡大を何が何でも実現しなければいけないという考え方である。」

河崎会員 「簡単にといいことで聞いている。賛成なのか、反対なのか、それだけをお答えいただきたい。」

荒事務総長 「昨年から事務総長を務めているので、私からお答えする。もとより今お答えしたとおり、私どもの政策としては、単位会照会の結果としても、反対ということで取りまとめをさせていただいた。ただ、法制審議会でのどのような態度を採ったかについては、先ほど来の説明のとおりである。」

河崎会員 「簡単に答えていただきたい。今は賛成ということでもいいのか。」

荒事務総長 「もとより反対という立場に立って、法制審議会でも日弁連の委員に言っていたし、反対であるという政策を変えたつもりはない。ただし、何度も言うように、両方抱き合わせというところでは、本当に、本当に苦渋の選択をさせていただいたということを重ねて申し上げている。」

角南和子会員（東京） 「改正要綱案の一体化というのは、国選付添人の範囲の拡大と検察官関与の拡大の範囲が一体化しているのみならず、厳罰化についても一体となっている。苦渋の選択というが、外部から見れば、日弁連が全体としてこれに賛成したとしか見えない。川村会員の質問にあったように、裁判所調査官、被害者の団体、様々な市民から、日弁連は検察官関与のみならず、厳罰化にまで賛成になったのかという批判を受けている。昨年来の意見照会等で厳罰化については、46の単位会のうち42の単位会が反対しているという結論もあったのは記憶に新しいところだが、それでもなお、日弁連は、この法案について実現に向けて国会に働きかけていくのか。また、厳罰化や検察官関与に反対する運動をこれからも続けていくつもりがあるのか。」

荒事務総長 「これも昨年来の案件なので、私が回答する。先ほど横溝副会長から話があった部分については割愛するが、厳罰化についても、法制審の少年法部会に出ている委員、幹事の先生、親会に出ている委員の先生にも反対していただいた。併せて、これについては分離裁決について決を採っていただき、残念ながら逆転できなかったが、8対6という際どい結果を出している。そういう中で、私どもは、最終的にどういう態度を採るか、少年法改正として一体としてどうするかと言われたときに、賛成ということになったというのが、昨年からの経過である。」

佐藤香代会員（東京） 「先ほど、苦渋の選択というお言葉をいただき執行部の悩ましい思いを共有させていただいたが、2012年5月の定期総会の決議において、その苦渋の選択が匂わされていない。この検察官関与という苦渋の選択を強いられているということ、なぜ、会内にもっと周知しなかったのか。私たちが味方に付けて、何とかその苦渋の選択を回避するような道を選ぶということはあったのではないか。」

荒事務総長 「事務的になるかもしれないが、このことについては、昨年の担当副会長が理事会で重ねて理事の先生方に話をし、単位会照会、委員会照会もかけた。そういう形で意見の聴取をし、FAXニュース等でもお知らせをするなかで、最終的には理事会に一定程度の裁量をいただきながら、私どもが交渉するという承認をいただき、事後的にも理事会に報告をして、承認をいただくという作業を行ったつもりである。」

田畑智砂会員（東京） 「会費軽減という弁護士の懐具合を逆手に取って、国選付添拡大と抱き合わせで検察官関与を拡大させるという法制審のたくらみが見え隠れしており、検察官関与拡大や厳罰化は、少年法の趣旨に反すると思いながらも、弁護士国選付添の拡大と抱き合わせにされたことで、やむを得ず苦渋の決断をされている会員も多いと思う。私はそのやり方に疑問を持っているが、執行部はどう考えているのか。」

横溝副会長 「各地の弁護士会及び弁護士会連合会で、多くの会員、特に若い会員から会費の負担が大変だという意見を聞くので、検討しなければならないと考えたのであって、決して会費減額を逆手に取っているということでない。」

議長は、他に質疑を希望する者がいないことを確認し、討論に入る旨を宣した。

岩井羊一会員（愛知県） 「本議案に賛成の立場から意見を述べる。私は、単位会ですと刑事弁護委員をやっている。この議案のうち特別会費の徴収という部分が継続されなければ、今後の被疑者援助事業ができず、私たちが目指している被疑者国選制度の更なる拡充ができない。この徴収を決議で認めていただき、今後、全面的な被疑者国選、逮捕段階からの国選、もちろん付添人の国選を目指そうという立場から賛成の意見を述べる。

弁護士会は、当番弁護士を発足させ、この特別会費を会員から徴収して責任を分かち合っていて続けた。その成果として被疑者段階の国選制度に結び付いた。しかし、例えば、私も先日オーバーステイの要通訳人の被疑者弁護をやったが、国選制度が使えない部分があった。まだまだ援助を受けられない被疑者、少年がいる。そのため、私たちが特別会費を出し続けて、私たちが汗をかいて被疑者、少年のために援助をすることで、国民の理解を得て制度を実現するということがどうしても不可欠である。そういう意味から、第1号議案について会員の総意で賛成の決議を実現したい。」

津田玄児会員（東京） 「私は、第1号議案には反対の立場で意見を述べる。この議案は、検察官関与の拡大と厳罰化を合わせた少年法改正が近く実現されるということを前提としている。私たちは、検察官関与、厳罰化について一貫して反対してきた。先ほど苦渋の選択だと言われたが、本来であれば、検察官関与の拡大及び刑の厳罰化に反対し、国選

付添人の拡大のみの実現を図るという対応になるべきである。多少時間が掛かるであろうが、急いでやるということ自体、問題だと思う。

今の手続は、全ての未成年者を対象とする検察官排除、家庭裁判所の先議、調査官制度の確立、懇切を旨とし和やかに行われなければならない審判等が基本となり、虚偽の自白を困難にし、全ての捜査資料が裁判官に提供される手続の中で、冤罪が防がれ、少年が自由に発言できる審判の場が確保され、その発言を通して、自ら犯した非行を克服するということが可能にしてきた。日弁連は、1975年1月、今回と同様の事態、検察官関与と付添人の範囲の拡大をセットにして提案された当時の法制審の少年法部会での中間報告がなされた際、この報告に反対し、部会から委員及び幹事を引き上げ、理事会決議を満場一致で採択し、そのような改正を許さないという運動を開始した。1975年から25年間、2000年改正まで、この改正を阻止してきた。今回、有志の会で国会議員にこの問題を訴えた。議員の方は、日弁連から今回の改正は国選付添人を選任できる事件の範囲の拡大を目指した大変良いものだと聞いており、このような問題があるとは知らなかったと驚いていた。この反応に明らかなおお、この議案は、これまで一貫して私どもが反対をしてきた検察官関与等の問題について、各方面に、弁護士会は異議を述べないという姿勢を維持すると印象付けることになるだろう。実情を知らない人たちは、少年法改正に率先して反対をしてきた弁護士会が賛成をする少年法改正というのは、少年にとって良い改正であろうと理解をされるおそれがあり、検察官関与等の改正を加速させるという問題を導くことになるだろう。

政府は、国連子どもの権利委員会から、2000年以後の少年法改正は子どもの権利条約に違反する、速やかに条約と国際準則に則って改正をしろという勧告を2度も受けている。会員が特別会費を負担してきたのは、少年の立ち直りの場として少年法を維持するためであって、決して刑事裁判官に手を貸すためではない。ここで、この議案を採択することになれば、反対をしてきた弁護士会が方向を転換したということになり、全ての人の信頼を失うだけでなく、検察官関与へ向けた少年法改正を加速させる事態になるであろう。そのため、現時点では、この提案はなされるべきではない。会員の負担を少なくすることには反対ではないが、きちんと考えて対応していただきたい。議案には反対する。」

金矢拓会員（第二東京） 「是非とも第1号議案を可決して、全面的な国選付添人制度に移行するまで、国選を補完する範囲で少年に対する援助制度を維持していただきたい。少年事件の付添人をやる弁護士にとって国選付添人制度又は弁護士会による援助といった公的制度は不可欠である。また、裁判所及び被害者団体を含め全ての団体から、少年の家裁送致後において我々が担っている仕事の必要性について理解をいただいている。しかし、これらは、本来、国費で賄われるべき仕事であり、弁護士や弁護士会の使命感と善意にいつまでも頼られては困る。法務省が概算要求までしているのだから、我々としては、しっかり国選付添人制度を拡大させるのが第一であり、成立が遅れても援助制度があるからと

思われるような特別会費の徴収を続けるべきではない。

他方で、現在の議論状況で、罪名を問わずに観護措置中の少年が希望しさえすれば、全て弁護士付添人が付けられるという国選制度がすぐにできるという状況にはないと思う。現行の被疑者国選対象外事件で観護措置が採られる事件というのは、少年を取り巻く環境にそれだけ根深い問題があり、むしろそういう事件こそ我々の活動が必要とされているのである。しかし、これらの事件については、予算の都合などの理由をつけられてすぐに拡大しそうにない。援助制度については、国選を補完する範囲で特別会費を徴収し、残していく必要がある。」

佐藤香代会員（東京） 「これまでの議論の在り方について問題提起をした上で、この提案に対する意見を述べる。私の問題意識は、私たちが目指してきた全面的国選付添人制度というものが、実は検察官関与と一体としたものになってしまうということが、私たちに周知される時期があまりにも遅すぎたのではないかということである。私たちに知らされたのは2012年の春になるが、2012年9月に行われた意見照会の中では2005年、2007年の少年法改正の経過からこれを争うことは難しいというニュアンスの文章があり、その段階で法務省の考え方は明らかになっていたと読める。しかし、この2007年以降、私たちにこの問題が提起されたことがないままに、全面的国選付添人実現というスローガンが掲げられた。2012年5月の定期総会の議決においても、検察官関与、厳罰化の問題にどう取り組むのか、弁護士会としての意見は表明されていない。

さらに、2012年9月に行われた意見照会では、仮にこの少年法が通ったときにその減額は900円になるということは全く書かれていない。ちなみに、この900円という金額を算出したワーキンググループは、意見照会をした翌月の10月に立ち上がっている。なぜ、9月の前にそうした情報提供がなかったのか。私は、こうした情報が適切なタイミングできちんと会内に広められていれば、もっと慎重な意見交換がされ、検察官関与を阻むための様々なアイデアが出されたのではないかと思う。

この問題についてはまだまだ議論の余地があるし、もっともっとよく時間をかけて、改めて会内にこの検察官関与、厳罰化とどう向き合うべきなのかを周知した上で、再度、この特別会費がどうあるべきかを問い直すべきではないか。そのため、4,200円を維持したままこの会費を延長するというように議案を修正していただきたい。それが私の意見であり、修正がなければ反対やむなしという立場である。」

森豊会員（福岡県） 「第2号議案について賛成意見を述べる。私は、刑弁の精神保健委員会に所属し、平成21年度及び平成22年度の委員長を務めた。また、今年4月から九弁連に設置された精神保健に関する連絡協議会の委員長を拝命している。

平成5年に福岡の精神保健当番弁護士制度が発足して20年、昨年度の実績は、申込件数361件、代理人活動への受任率30.5%に至った。いかに多くの強制入院下にある

精神障害者が法的支援を待っているかを物語っている。精神保健当番弁護士制度は、弁護士へのアクセス権への保証という側面にとどまらず、強制入院という人身の自由の制約に対する適正手続から要請される人権活動であり、刑事当番弁護士制度と同等の意義を有している。入院者の病状や投薬による表現上の障害を考えれば、刑事拘禁者以上に手厚い法的援助を必要としているといえる。そして、精神障害者に対する法律援助が、日弁連の事業として法テラスに委託されて6年が経過した。しかし、実際問題として入院者にとっては、そういう制度があることを知らなければ、どこに連絡していいかわからない。弁護士も、入院者からの要請がなければ、病院に行くことはまずない。結局、各地の弁護士会が参画する弁護士を募って、名簿その他の受け皿を整備し、病院や入院者に制度や連絡先の広報活動をしなければ、制度は機能しない。九弁連では昨年10月、入院中の精神障害者の人権救済のための法的援助活動を積極的に推進する決議を採択した。設置された連絡協議会では、九州8弁護士会のうち、既に制度が整備されていた鹿児島、佐賀及び大分とともに、入院者、病院その他の関係機関への広報活動について、活発な情報交換を行った結果、宮崎ではこの11月の運用開始を地元紙が報じ、11月だけで11件の相談と、うち6件の代理人活動受任という成果が出ている。熊本では来年2月1日、九弁連共催、福岡県弁護士会の後援でシンポを開催し、関係機関に制度の周知を図った上で本格的な運用に移行する計画で、その成果が待たれる。残る沖縄では、制度構築に向けたプロジェクトチームが立ち上がり、長崎でも立ち上げに向けた会内の素地作りをさせていただいている。今年7月には、道弁連でも同様の趣旨の決議がなされた。今こそ全国全ての弁護士会が、精神保健当番弁護士制度の整備と積極的な運用に向けて動き出すべきであり、また、意欲満々で柔軟な発想を持つ若手弁護士が大きく増加している今がその好機だと思う。若手弁護士の支援の観点からも弁護士会が組織的にパンフレットの配布やステッカーの貼付等の活動を行うことによって精神障害者に対する法律援助の利用件数は飛躍的に増加すると思う。

こうした活動が国費公費化に向けた日弁連の援助事業として継続できるよう、予算の裏付けとなる特別会費徴収の延長にぜひとも御賛同をお願いしたいと思う。」

新倉修会員（東京） 「私は、第1号議案について反対の意見を述べて、かつ、特別会費の額を現行のままにして、期間を延長する旨の修正案について、再度、執行部に修正の提案をするように求めつつ、修正動議という形で提案したい。その理由を述べる。

まず、議案は、少年・刑事財政基金のための特別会費徴収期間の延長と減額という形を採っているが、極めて危険な問題を含んでいる。形式的な点から言うと、これは、結局、少年法の改正ができなければ国が動かないわけであり、国費で付添人活動が賄われることがないわけで、その場合には一般会計から繰り入れるから何とか認めて欲しいという、ある意味、赤字も覚悟という非常にリスクな提案が含まれているのである。私は、こういうリスクな提案はいかなるものかと思う。運用した結果、赤字になったから仕方がなくて埋めるということはあるが、始めから赤字が相当見込まれるという提案をして、特別会



費を減額するというのは、株式会社の運営でいえば特別背任になるような事態と言わざるを得ない。こういうものを我々が総会で飲むというのは、それに我々も手を貸すということにもなりかねない。私は、そういう意味で、反対とはっきり言うべきだと思う。

次に、日弁連の少年法に対する取組については、私は、刑事法の研究者としてずっと見守ってきたが、とても素晴らしい活動をされてきたと思う。しかし、ここに至って、急に方向転換して苦渋の選択だから何とか飲んでくれというような方向へ行くのは、非常に大きな問題を含んでいる。子どもの権利条約の実質化が求められているにもかかわらず、そういう国際的な要請に背を向け、子どもの権利委員会から具体的に勧告までされている事態に対し、日弁連として力なく反対して情勢に流されても仕方がないというようなことを言うということは、非常に大きな疑問を投げかけると思う。2000年の少年法改正の際に、団藤先生がこのクレオで、世紀の恥辱である、なぜ認めるかと話されていた。団藤先生は、子どもが自分の声で表現することを大人が守る、これが子どもにとっての適正手続であり、憲法第31条に由来するのだとはっきりおっしゃっている。それが会費の問題と差し合いになって、会費を軽減しなければいけないから、目をつぶってくれというような提案になっている。私は断じて許せない。したがって、第1号議案については反対を述べて、なおかつ穏やかな提案として、原案のうち第2項中4、200円を3、300円に改めるという部分を、執行部にて削除して再提案していただきたいと思う。」

横溝副会長 「修正の関係の意見があったが、執行部としては、原案全体を維持し、修正する意向はない。理由は、先ほど述べたとおりである。」

菅本麻衣子会員（東京） 「私は、2007年から2009年までは、ひまわり基金公設事務所に赴任し、その後は東京で弁護士をしている。私は、ひまわり基金公設事務所にいた間、援助をいただき、特別会費を払ってくださった会員に大変感謝している。しかし、ひまわりの時代も、そして東京に戻ってからも、援助金をいただけなかった期間など大変困窮していた時期もある。そのため、私も困窮する若手の1人として発言する。

私は、今回の付添援助のための特別会費が値下げされるということには納得がいかない。少年事件の検察官立会いの拡充、厳罰化、こういうことを許していいのか。執行部から、検察官立会いが可能になった事件でも、立会いがされていない事件も多くあるから大丈夫というような説明もあったと伺っているが、それでは、今般の秘密保護法において普通のことをやっていれば処罰されないと言っている自民党と変わらないのではないかと。

こんなところで、日弁連が苦渋の選択と言わず譲歩していけば、国家権力からは、日弁連はお金のためならここだけは譲れないというところを持たずに何でも譲歩する、日弁連には若手が困窮していて会費を下げなければいけないという強いニーズがあるから、このことを出せばいくらでも苦渋の決断と言って譲歩してくれるとあって、足元を見られて何でも押しつけられるのではないかと、私は強く危惧している。

私自身は、今はいろいろあって少年事件をほとんどやっていないが、少年事件というのは、弁護士の本来の仕事のはずである。この仕事をやりにくくするようなことに、苦渋の選択と称して会費を引き下げ、国からお金をもらうことと引き換えに賛成したくない。お金のために弁護士として大切な人権の理念というものを売り渡すということは、いくら困窮していても私はしたくないと思う。弁護士たるもの、ここだけは譲れないというところをしっかりと見極めて態度を決めていただきたい。少年法の理念を崩すようなバーター取引には応じないということが、弁護士が守るべき譲れないところなのではないだろうか。

私は、第1号議案について、特別会費を3,900円にするところを4,200円とするという修正を行っていただけないのであれば、反対をする。」

角南会員 「今から述べる意見は、私のみならず、今日どうしても事情があつてここに来られなかった東京弁護士会の坪井節子会員の意見でもある。私及び坪井会員は、特別会費徴収の継続については賛成する。しかし、900円を減額することについては、反対という立場から意見を述べる。

以下、坪井会員から文書を預かってきているので読みながら手短にお伝えする。

言うまでもなく国選付添人制度の拡充は日弁連の長年の念願であり、これを実現させるための努力を続けるべきであることは、多分ここにいる皆さん全員異論はないものと思う。

しかし、今回の少年法改正案は、国選付添人制度拡充に裏合わせになって、検察官関与が伴う。2000年の改正で、検察官関与の道を開かせてしまったことは、亡き団藤重光最高裁判所判事が、日弁連の講演会で、「世紀の恥辱」と言われたとおり、少年法の理念を根底から揺るがすものであった。今回の法案は、この裂け目をさらに途方もなく拡大し、少年法がもはやその本来の姿を保持できなくなるまでに変容させるものである。我が国の少年法が世界に誇れる少年法であることは、皆さんよく御存じのはずである。坪井弁護士は、多くの少年事件の付添人を経験してきた。審判廷で子ども自身が、自らの生い立ちや過ちの理由、反省の念、更生の決意を述べることで、ときには送致事実が間違っていることを自分の言葉で述べることで何より大切だと実感してきた。審判官や調査官が子どもの言葉を受け止めつつ、対話することによって真実を明らかにし、子どもの更生や環境調整のために何が必要かを発見することが審判の役割であり、これなくして非行少年の育ち直しは始まらない。それにもかかわらず、最近は審判官や調査官の変質が顕著で、子どもの話を聞かず一方的に居丈高に子どもを説諭したり、刑事裁判と変わらない雰囲気を作り出されるところが増えてきているのは、少年事件をやっている先生方は実感しているところではないか。坪井弁護士自身、子どもの発言をフォローしようとしたところ、付添人は黙ってくださいと一喝された体験が、つい最近あるということである。検察官関与がない職権主義で、しかも予断排除の原則がなく全ての捜査記録が家庭裁判所の審判官に送られているという、今の少年法の下でのこのような審判廷に、検察官が立ち会ったらどうなるだろうか。子どもが事実を争ったら、裁判官に加えて検察官がやり込める。付添人の弁護士に

は、楯になって子どもの発言を続けさせる力がどこまであるだろうか。せいぜい子どもをそっちのけにして、検察官と裁判官との間で激しい応酬をするだけになるだろう。弁護士が同席してさえいれば、付添人がいれば子どもが守れる、例え検察官が入ってきていても、今の職権主義の下で全ての記録を見た裁判官が、もう既に心証を固めていても、それでも成人の刑事裁判と同じように守れるのだと思うのは弁護士の思い上がりだと思う。少年法は、裁判官も調査官も関係する全ての大人が、子どもを中心にしてその言葉に耳を傾けつつ、対話をしながら支援するという姿勢がなければ、子どもの成長及び発達を支援するという目的を達成できない。

日弁連は、このような改悪を決して許してはならない。子どもの権利保障を推進するために、少年法の根本を守り、かつ、付添人選任率を維持するためには、今回の法案を廃案に追い込みつつ、少年保護事件付添援助制度を維持するしかない。このぎりぎりの選択を実現するために、現行の特別会費の徴収を継続するしかない。弁護士業務の経営が苦しくなっているとはいえ、子どもの権利を犠牲にしてまで、毎月たった900円の減額をしなければならぬと本気で考えている会員は決して多くないと信じている。

以上の坪井弁護士及び私の意見から、今ここに特別会費の徴収の継続には賛成するが、減額には反対するという立場から、議案の修正を動議する。

修正としては、第1号議案の第4項中『平成23年4月から平成26年5月まで』を、『平成26年6月から平成29年5月まで』に改める、という箇所を維持し、第2項中『4,200円』を『3,300円』に改める、という箇所を削除するという修正案を動議する。」

議長は、修正動議の成立について議場に諮ったところ、出席会員50名以上の賛成が得られなかったため、動議は成立しなかった。

議長は、他に質疑及び討論を希望する者がいないことを確認し、質疑及び討論を終了して採決に入る旨を宣した。

第1号議案についての採決の結果は、以下のとおりである。

出席会員総数（代理出席・会出席含む。） 10,099名

議案に賛成 9,699名

議案に反対 347名

棄権 53名

以上の結果、第1号議案は出席者の3分の2を超える賛成により可決された。

続いて、第2号議案の採決が行われ、挙手により出席者の3分の2を超える賛成多数で可決された。

### **【第3号議案】 会則中一部改正（第95条の4・会費免除）の件**

**【第4号議案】 育児期間中の会費免除に関する規程制定の件**

**【第5号議案】 外国特別会員基本規程（会規第25号）中一部改正（第66条の2・会費免除）の件**

議長は、第3号議案「会則中一部改正（第95条の4・会費免除）の件」、第4号議案「育児期間中の会費免除に関する規程制定の件」及び第5号議案「外国特別会員基本規程（会規第25号）中一部改正（第66条の2・会費免除）の件」を一括して議題に供した。

松田幸子副会長から、次のとおり議案の趣旨説明がなされた。

現在、一般社会において、女性が結婚や出産を理由に仕事を失うべきではないという意識がようやく浸透しつつあるが、仕事と家庭生活の健康的な両立を図ることのできる社会環境は整っておらず、特に育児については、いまだに女性が担うのがふさわしいという根深い性別役割分担意識が存在していると言わざるを得ない。このような社会意識の下、家事・育児の負担が女性に偏ることを前提とした社会構造が根深く残っており、この問題の解消を個人や各家庭の努力のみに任せては、男女共同参画社会の形成は促進されない。

基本的人権の擁護を使命とする弁護士で構成される当連合会が、憲法で保障された男女平等と男女共同参画社会基本法の理念にのっとり、率先して家事・育児の負担偏在という構造的問題を解消すべく、女性の育児期間中の負担軽減や男性の育児参加の促進につながる積極的制度の改善に取り組むことは、当然の責務である。特に、2010年12月に閣議決定された第3次男女共同参画基本計画では、司法分野における女性の参画の拡大が掲げられており、弁護士における女性の参画の拡大として、仕事と生活の調和に積極的に取り組むよう当連合会及び弁護士会に要請するとされている。当連合会においても、2008年3月に日弁連の男女共同参画実現のために必要な事項に関する基本的目標を定めた日本弁護士連合会男女共同参画推進基本計画を策定し、その目標の一つに仕事と家庭の両立支援を掲げてきた。同年1月からは、出産時の会費免除制度を開始し、その後育児期間中の会費免除制度を創設すべく、全会員に対してアンケートを実施するなど、その早期実現に向けて検討してきた。さらに、本年3月、第2次日本弁護士連合会男女共同参画推進基本計画を策定し、2017年度までの5か年間に取り組むべき具体的施策を定めた。仕事と家庭の両立支援は、第2次計画においても、なお目標の一つである。そして、具体的に日弁連における育児期間中の会費等免除制度の早期導入を目指すとともに、同制度の各弁護士会での導入について、支援活動を行うことを掲げている。

そこで、今回、育児期間中の会費等免除のための会則の一部改正等を提案する次第である。制度の詳細については、会費免除の手續に関する規則中に含むこととし、本議案が承認された場合には、その規則案につき直近の理事会において審議いただく。

全国の弁護士会と関連委員会に意見照会をしたところ、全国で熱心に検討いただき、多

数の意見を頂戴した。全ての意見を反映することはできなかったが、可能な限り取り入れた。熱心に検討いただき、意見をいただいたことに改めて感謝する。なお、弁護士会において育児期間中の会費等免除制度が広まっている。本年4月までに21の弁護士会、本年7月には大分県弁護士会でも育児期間における会費免除の手続等に関する規則が施行され、本年10月末現在、22の弁護士会に制度が存在している。

以下、育児期間中の会費等免除の制度内容について簡潔に説明する。

第1に、対象者についてであるが、女性の育児期間中の負担軽減や男性の育児参加の促進につながる積極的制度改善に取り組むことが本制度の趣旨であり、出産とは異なり育児は男女ともに担えることから、性別を問わず対象としている。

第2に、会費等免除期間及び免除対象期間についてであるが、会費等の支払は弁護士の義務であって原則として全会員が平等に負担すべきであること及び財政への影響を考慮し、免除期間には一定の制限を設ける必要がある。会費に関するアンケートや、既に制度のある弁護士会の免除期間及び免除対象期間を踏まえ、免除対象期間は、子が満2歳に達する日を含む月までの期間中任意の連続する6か月以内の期間、多胎出産の場合は9か月以内の期間とした。

第3に、休業要件を設けないこととした。育児期間中の会費等免除を認める趣旨として経済的支援を主なものとするのであれば、一定の休業又は一定時間以下の就業を免除の要件にすべきとも考えられるが、実際には可能な限り休業や業務時間の短縮を回避すべく託児施設やベビーシッターなどの経済的負担の掛かる代替手段を利用している会員も相当数存在する。そのため、業務と育児の両立方法の選択肢は、多様に認められるべきであり、休業を免除の要件にすることは適当ではないと考えた。そこで、休業要件は設けず、育児の予定記載を伴った誓約書の提出を求めることにより免除を認めることとした。また、免除期間開始後には、毎月の育児の実績を記載した書類の提出を求めるとし、育児の実績を記載した書類が提出されず、又は育児の実績が著しく不足する等免除を取り消すべき事情が判明した場合には、免除を取り消すことができることとした。なお、育児の実績を記載した書類は当連合会が作成した書式以外の用紙、例えば各弁護士会所定の報告書などでも代替可能とし、提出方法も含め利用者に過度な負担とならないように柔軟に対応していきたい。

第4に、免除の失効についてであるが、申請の対象とした子が、免除期間の満了前に死亡した場合や、子の育児を必要としなくなる事由が生じた場合には、免除は当然に効力を失うこととし、その旨を届け出ていただく必要がある。

第5に、施行時期についてであるが、会費の徴収は、各弁護士会の協力により実施しているため、この制度の実施には、弁護士会との事務処理に関する調整を行う必要がある。弁護士会の負担を軽減する工夫をするために準備期間を確保することとし、成立の日から起算して2年を超えない範囲内において、理事会で定める日から施行することとした。

第6に、財政面についての問題である。議案書に詳しい記載があるが、育児期間中の会

費免除に関する収支予測等にあるとおり、正会員総数のうち3%の会員から申請があるとし、そのうち司法修習終了後1年目から2年目までの会員による申請が20%、3年目以降の会員による申請が80%と予測した結果、この制度による会費収入の減少は、会費収入全体のおよそ1.5%程度の見込みであると試算した。当連合会に求められている社会的要請に応えることの意義に鑑み、ワークライフバランスの実現に向けた積極的な取組の一つとして、社会から大いに評価され、信頼されるという利点を考えれば、1.5%程度という財政に対する影響は許容範囲であり、利点のほうがはるかに大きいと考える。

第7に、この制度については、施行3年後に制度の運用や財政面への影響などの施行状況について検討を加え、必要があるときには所要の措置を講ずることとしている。

以上が、育児期間中の会費等免除の制度内容である。

議長は、質疑に入る旨を宣した。なお、第5号議案については外国特別会員も質疑、討論を行うことができ、議決権を行使できる旨が説明された。

藤井正大会員（京都） 「まず、第1に、業務への支障要件について質問する。弁護士会への事前照会の段階での説明では、男性会員を念頭に、何らかの育児に少しでも関わればよく、例えばゴミ出し程度でもよいとされ、自らの業務への支障や経済的な困難性は要件ではないとされていた。この点、現行の会費免除の際の特別事情の存在の要件において業務への支障が必ず要件になっていることとの整合性についてどう考えているのか。

第2は、対象者の多くは20代、30代の会員だと思われる。既に20代、30代の会員は、全会員の半数近くになっていると思うが、間違いはないか。

第3は、後に事実と異なることが判明した場合には、免除を取り消すことを前提としているが、この制度を活かすために何かチェックする機関を想定されているか。もし、想定されていないとすれば、何を契機にどういう機関がどういう手続で取消事由の調査をして、最終的に取消事由の存否はどういう機関が判断するのか。」

松田副会長 「まず、第1点目についてであるが、先ほど申し上げたとおり、男女共同参画基本計画又は憲法上の要請に基づいた政策的な配慮に基づく制度であると制度趣旨を理解し、その場合、具体的な業務への支障を要件としないということも許容されると考えている。ゴミ出し云々に関しては、確かに育児への関わり方については、個々の会員の業務環境、育児環境に従い、いろいろなバリエーションがあると考えており、直接子どもと関わらなくても、間接的に母親が子育てしやすいように家事を手伝うということも育児の範囲内に入ると考えた。事前の説明としては、ゴミ出しをしつつ、保育園に子どもを送っていくというような説明をした記憶がある。

また、第2点目の対象会員と考えられる20代、30代の会員の割合についてであるが、最新の弁護士白書によると、2013年3月末現在の20代の会員が男女合わせて5,4

92名で16.3%、30代が男女合わせて1万776名で32%、合計で48%という割合を示している。確かに半数近いと言える。

第3点目の免除を取り消す場合の手続、調査方法などの制度、そのための機関についてであるが、現在考えているのは、男女共同参画推進本部において、最初に出される申請書面、添付書類、誓約書及び毎月出される育児の実績を記載した書面を定期的にチェックするという制度を考えている。その上で、育児に対する関わりに疑義が生じた場合には、場合により個別に対象会員に事情をお聞きするというを考えている。」

藤井会員 「第4に、議案書の補足説明によると、少子化対策及び次世代育成の具体的な内容として、国、地方公共団体及び事業主に対して職業生活と家庭生活との両立ができるようにするための環境整備を図ることが求められており、日弁連としても同様の環境整備を行っていくことが必要であると書かれている。そうすると、結局、日弁連も会員に対する関係では、事業主と同じような立場と考えているということか。そうでないとすれば、事業主の団体や会員の雇い主でもない日弁連が、なぜ会員の基本的な義務である会費納入義務を免除しなければならないのか。

第5に、会員のうち、弁護士法人の勤務弁護士や会社に雇われるインハウスの弁護士等々に対する育児期間中の配慮は、雇主にこそ求められるべきと思うが、これらの弁護士にも育児期間中の会費を免除する積極的理由は何か。

第6に、会員に対する育児支援の方策としては、本当に経済的に苦しい会員には経済支援もあり得るし、保育サービスの提供、業務のサポート等会費免除の他にもいろいろな支援策があると思うが、なぜそういう支援策よりも先に会費免除なのか。」

松田副会長 「第4点目の質問については、趣旨説明で申し上げたとおり、国の立法に基づき男女共同参画推進、少子化社会対策及び次世代育成支援の実現が求められているのであり、確かに弁護士会は事業主という立場ではないが、人権擁護と社会正義の実現を旨とする弁護士の団体である以上、弁護士自身が上記施策の担い手として活躍できる環境を整備することも、弁護士会の役割ではないかと考えている。また、会内のアンケートによれば、やはり会費の負担というのは会員にとってかなり重いものがあるようであり、特に物心両面の負担がかかる育児期間中においては、会費の負担というのは非常に重いものがあるということで、この会費免除を求める声が非常に多かったという事情がある。

第5点目の質問については、確かに、弁護士法人、企業等事業主が社会保険に加入している場合は、雇用されている弁護士は社会保険上の育児休業制度の支援が得られるが、ここでは、業務の免除としての休業という支援が主であり、幾分か経済的なカバーもあるが決して十分なものではないと思われる。そのため、社会保険上の育児休業制度の支援が得られる弁護士についても、この制度から排除する理由はないと考えている。

第6点目の質問については、現に子育て中の会員などから最も声が高かったのが、会費

免除であったという事情がある。また、個別の会員の具体的な窮状等を勘案することになると窮状等の立証など難しい面も出てくる。まずはこの会費免除が第一歩と考えている。さらなる支援の妥当かつ相当な方法については、今後の検討課題と考えている。」

議長は、他に質疑を希望する者がいないことを確認し、討論に入る旨を宣した。

葦名ゆき会員（静岡県） 「私は、56期であり、弁護士11年目に入るとともに、プライベートでは5歳の長男と1歳の長女の母でもある。私が、この議案が日弁連で議論されていることを知ったのは、今年の6月に行われた静岡県弁護士会の支部総会のことだった。その際、とても嬉しく思ったことを昨日のこのように覚えている。

なぜそれほど嬉しかったのか。まず一つに、やはりお金の問題でとても助かるということがある。もっとも、育児は、それ自体で非常にお金が掛かり、就労時間の減少に伴う収入の低下も否めない。会費免除によっても収入の減少を完全に補うことができない以上、単に経済的なことであれば宝くじにでも当たった方が嬉しいかもしれない。そう考えると、この議案を知って私が嬉しかったのは、経済的、物質的なことではなく、むしろ精神的な面、子育てをしながら弁護士業務に取り組むというライフスタイルを、個人の事情という檻に閉じ込めずに、社会的に認知され、支持され、サポートされていると感じられることだと思う。私自身は、あまりいい母親ではないかもしれないが、2人の子どもたちはとても大切な存在であり、自分の命よりも大事なものとして、これからも育てていきたいと思っている。どんなに心身が疲れているときでも日々成長していく子どもたちの笑顔を見ると新たなエネルギーを補充できる気がする。だからこそ、例えば、現在佳境を迎えている特定秘密保護法案のような子どもたちの未来に暗雲が立ち込めるようなときには敢然と立ち向かっていきたいと思うし、穏やかで平和な未来を創るために今を一生懸命生きていきたいと日々考えている。

このように、限りない幸せと生きる意味を私に教えてくれた子どもたちであるが、正直なところ、この5年間、心もとない思い、孤独感、焦燥感を味わったことが幾度もあった。例えば、携帯電話に保育園から着信があるときは、ほぼ100%子どもが体調を崩しているからすぐに迎えに来てくださいという連絡である。電話を取る前から分かる。そのため、保育園からの着信表示でランプがチカチカしている携帯電話を見るだけで、この後の予定をどうしようか、依頼者にどう説明しようかという焦りで頭がぐるぐる回って泣きたくなる。また、緊急の起案があるから今日こそ持ち帰って仕上げてしまおうと思い、重い荷物を持って保育園にお迎えに行き、家に持ち帰って子どもを寝かせた後、いざやるぞと思っている日に限って、子どもが体調を崩して腕の中でしか寝てくれず、結局、一晩中腕の中に抱えたまま夜明けを迎えてしまうということもあった。また、3時に始まった調停が当然5時までには終わるだろうと思って予定を組んでいたところ6時過ぎまで延びてしまい、顔では平静を装いながらも、お迎え時間に間に合うだろうか、身も心も気が気ではなく、



携帯電話を片手に裁判所から走り出すこともあった。業務のことだけではない。夕方以降に開催されることが多い会務にはなかなか参加できず、他の先生方への申し訳ない思いと後ろめたい気持ちでいっぱいになる。

ただ、どれほど大変であろうとビジネスの世界では、個人の事情は御法度である。水面下でどれほど足を掻いていても湖上では何食わぬ顔をしてすいすい泳ぐ白鳥でなければならない。いろいろ工夫もしてきたが、本当に大変なことである。私は、5年目の新米母であるから偉そうなことを言えた立場ではないが、子育てを仕事の言い訳にしない、言い訳にすることは職業人としてのプライドに反するし、子どもへの冒涇にもなる。そう考えて頑張ってきた先輩方、そして、現在進行形で、湖上の白鳥をされている先生方というのは、この会場にはもちろん、委任状に思いを託された会員にもたくさんいるのではないかと思う。このような大変さは、私が女性であることから女性会員の声と受け止められるかもしれないが、私は女性会員としての苦勞を述べたつもりはない。子育てをしている両親というのは本来であればこのような苦勞を味わっているものだと思う。確かに、社会の実態として、今まで育児については母親が担うという実態は、弁護士業界に限らず見られたことは事実である。しかし、日弁連は、子育ての分野に限らず、いかなる分野でも、既存の状態を追認するのではなく、あるべき社会について発信してきた団体だと思う。その意味で、真に男女共同参画社会の形成をリードしていただきたいし、そのために、会員が弁護士業務をしながら子育てをするということを応援していただきたい。

最後になるが、私としては、私利私欲でここに来たわけではない。私の会費はもう戻ってこなくても構わないが、これから子育てをするより若い世代のために、やはり応援と励ましのメッセージを先達の一人として、本当に心から送りたいと思う。」

藤井正大会員（京都） 「私は、今回の制度設計を前提とする限り、この議案には絶対反対である。今回の制度設計は、男女の別を問わず、業務への支障いかにかわらず、何らかの育児に少しでも関わったことを自己申告さえすれば、ほとんどフリーパスで最高6か月の会費の免除を受けられるというものである。先ほど挙げたゴミ出しが良い例である。この点をしっかり押さえていただきたい。

会費納入は、弁護士自治を財政面から支える会員の基本的かつ重大な義務である。例えば、会員が重度の身体障害者を抱えていたり、介護を必要とする親の面倒を見ていたり、配偶者が長期の入院をしていたり、自ら病気や障害を抱えていたり、震災で大きな被害を受けていたり、そもそも仕事が少なく経済的に苦しい状態にあったりするなど、会員それぞれに様々な事情があったとしても、会費だけは会員であること、その一点で、全く平等に納入義務が課せられている。会費納入は、強制加入団体である弁護士会の会員の基本的かつ重大な義務である。そのため、6か月の会費滞納があれば、どのような事情があろうと、弁護士会として懲戒の申立てをすることが事実上義務付けられている。

会費免除というのは、いわば例外中の例外であり、現在、登録通算50年以上、満77

歳に達して登録通算20年以上、出産時というように、弁護士会に対する財政的な貢献度や業務の困難性が客観的に明らかであるような画一的な要件による場合を除いて、会費免除には特別な事情が必要であり、特別な事情については、疾病等やむを得ない事由により業務を行うことが著しく困難であるとして所属単位会で会費の全額免除を受けることをいうとされている。その運用に当たっても、単位会における会費免除の手続の中で、会費支払の経済的な困難性もチェックされるなど極めて厳格なものである。ところが、今回の制度設計は、これまでの会費免除の在り方とは質的に大きく異なるもので、明らかにバランスを失する。また、要件具備に関する実質審査が事前になされないとすると、実質審査は、懲戒申立て後の綱紀委員会の調査において初めてなされることになる。これは、綱紀委員会に加重の負担を掛けるのみならず、綱紀委員会をこの制度の審査機関にするものであり、綱紀委員会の在り方そのものを大きく変容させることになる。

女性会員を対象に出産に引き続き必要な育児期間会費が免除されるというのであれば理解できるが、男性会員を対象に全く業務に影響がないにもかかわらず、僅かでも、例えばゴミ出し程度でも6か月の会費が免除されるというのは全く理解できない。本日出席された男性会員の多くにとって育児は昔のことになるかもしれないが、仕事から帰ってきて子どもを風呂に入れたり、寝かしつけたり、ミルクを与えたり、おむつを替えたりすることは、多かれ少なかれ担われてきたと思う。我々は、これまでずっと当たり前のことを当たり前にしながらか、どんな事情があろうと会費だけは欠かさず納め続けてきたのである。この当たり前のことを僅かでもしたという理由だけで、なぜ会費を免除しなければならないのか。立法事実が全く見えてこない。むしろ、少し頭を切り換えて柔軟に考えれば、実におかしな制度であることに気が付くはずである。例えば、小学生が下校時に教室の掃除をみんなですることになっているにもかかわらず、一部の子どもがそれをしないために、あえて掃除をした子には全員に御褒美をあげるというように、会員の多くが当然すべきことを当たり前にする中で、それをしないごく一部の会員にもさせるために、会費免除という御褒美を全員に与えるような、極めて安易で稚拙な制度であると思う。

この育児期間中の会費免除の対象になるのは、主に20代、30代の若い会員だと思うが、現在20代、30代の会員が急激に増えつつあり、会員全体の半分近くまで達している。対象者の裾野はかなり広がっており、これからますます広がると思う。これらの会費免除による多額の収入減の穴埋めは誰がするのか。結局、他の会員の会費で穴埋めをせざるを得ないのであるから、今般の改正は、実質的には他の会員の会費増額と変わらないということになる。会財政に会費免除の多額の穴埋めをするだけの余裕があるのであれば、強制加入団体の会費としては、会費全体を一律に減額するのが筋ではないか。説明では、男女共同参画社会の形成、少子化対策及び次世代育成支援の政策実現のためというが、それだけでは強制加入団体の会員に平等に課せられた会費納入義務を免除させるだけの理由にはなり得ない。男女共同参画社会の形成、少子化対策及び次世代育成支援という政策実現は、本来、国、地方公共団体、そして事業主の責務である。これらの政策について、日

弁連としても会員に対して何らかの支援活動は、当然あり得てしかるべきであるが、その政策は少なくとも他の会員の犠牲において実現すべき性質のものではない。独身者もするようなゴミ出し程度のことで会費を免除することが、なぜ少子化対策になるのか。この制度については、各単位会への事前照会で多くの単位会が賛成の意向を示していると言うが、各単位会では事前の照会があった段階でアンケートなどにより会員全体の意向を集約するようなことまではしていないと思う。むしろ多くの一般会員は、漠然と、女性を対象とした出産の延長としての育児期間中の会費免除と考えているのではないだろうか。単位会の一部には、既に育児期間中の会費減免規定を置いているところもあるようだが、業務に対する影響等も要件にするなどその扱いはバラバラであると思う。日本人は何となく空気に流されやすい傾向があるとされているが、本件もこれまでの審理経過から見ると、その目的趣旨からして何となくいいではないかというような空気に流されてきたような気がする。少なくとも弁護士会、日弁連での審議はそうであってはならないと思う。

以上のとおりであるから、本件についてはその制度設計を前提とする限り、反対をせざるを得ない。再言するが、会員が重度の身体障害者を抱えていたり、介護を必要とする親の面倒を見ていたり、配偶者が長期の入院をしていたり、自ら病気や障害を抱えていたり、震災で大きな被害を受けていたり、そもそも仕事が少なく経済的に苦しい状態にあったりするなど、会員それぞれに様々な事情があったとしても、会費だけは会員であること、その一点で全く平等に納入義務が課せられている。正に、会費納入は、強制加入団体である弁護士会の会員の基本的かつ重大な責務である。この議案には反対する。」

平山勝也会員（新潟県） 「私は、64期であり、登録してまもなく2年になる。この議案について賛成の意見を述べたい。私が所属する新潟県弁護士会では、平成23年5月の定期総会決議により、育児期間中の会費が免除される制度が導入されている。新潟県弁護士会の育児による会費免除制度は、本議案における制度と同様、会員の性別を問わず、休業要件もない制度であり、私自身も2歳と0歳の子育て中ということで、昨年と今年の2回、免除制度を利用した。参考までに述べると、新潟県弁護士会では、育児による会費免除制度を利用した会員が、2011年度に5名、2012年度に17名、12月3日現在の本年度に9名であり、延べ31名の会員が利用している。新潟では、免除制度を利用した会員は、業務と育児の両立のために工夫したことなどをテーマとする報告書を弁護士会に提出することになっているが、利用した会員の多くは、報告書の提出に加え、写真なども添えた育児報告を弁護士会の会報に寄稿したりしている。そのため、会報等を見ると免除制度を利用した会員の育児の奮闘ぶりが伝わるとともに、育児と仕事との両立について学べることも多くある。

この会費免除制度を利用した立場から申し上げると、もちろん経済的に助かったことは大きいですが、会費免除を受けている以上、育児に積極的に関与しようという意識を持たせた点に制度を利用した大きな意味があったと思っている。実際に育児に参加してみると、苦勞

することもたくさんあった。例えば、翌日仕事で朝が早いときにも、子どもが夜中に泣き始めると翌日の寝坊や寝不足の心配をしながら、また体力的にもきついが抱っこしてあやして寝かしつけたりもした。育児による会費免除制度があることで、育児への関わりが間違いなく増えたと思うし、制度を利用した者だけではなく、新潟県弁護士会全体でも育児に対する認識及び意識が向上し、男女共同参画の推進にもつながっていると思う。このように育児による会費免除制度は、とても意義のある制度だと思うので、ぜひ賛成多数で、原案どおり可決していただきたい。」

荻原卓司会員（京都） 「反対の立場から意見を述べる。今回の制度設計は、何らかの育児に少しでも関わっていれば、関わったことを自己申告すれば6か月間の会費免除が受けられるという制度であり、事実上、育児が必要な子どもを有する会員が、会費の免除を受けることができるという制度である。裏返せば、育児が必要な子どもを有しない会員が、育児に必要な子どもを有する会員よりも6か月分多く会費を払わなければいけないという不利益を受けることとなる。子どもがいないという理由で、直ちに子どもがいる会員よりも不利益な扱いを受けてしまう。憲法第14条が規定する差別に当たるのではないのか。

さて、私は、今38歳であるが、私には子どもがいない。あえて作らないのではなく、できないのである。会員には、不妊治療をしながら子どもができない、あるいは結局できなかったという方、まだ結婚していないために子どもができないという方がとても多い。このような会員が、なぜ育児をしている方の就業や休業を問わず、一律に不利益な扱いを受けなければいけないのか。子どもがいないというだけで、どうして差別されなければならないのか。これが反対理由の一つである。

もう一つ、反対理由を申し上げる。会費免除というのは、育児支援にとって一つの方法であるが、ベストの方法ではないと思う。会費を免除したからといって、就業先、働く先がない会員は、やはり弁護士を続けていくことが難しいからである。本当に育児支援のために必要なのは、会費免除ではなくて、日弁連の補助金の創設ではないか。補助金は二つ。働きながら育児をしている方、そしてそういう方を雇用する弁護士の方。この二つの方向を見据えた補助金制度が必要だと思う。しかし、今回この議案を通してしまうと、そのための貴重な財源がなくなってしまう。1.5%の会費が減ってしまうので、これ以上の少子化対策や育児支援ができなくなる。本当にそれでもいいのか。まだまだ議論する時間はあると思う。慎重に決する意味でも、この議案は反対すべきだと考える。」

藤井輝明会員（富山県） 「私の意見は、先ほど京都の二人が述べられたとおり、反対である。多少重複するが、その理由を述べる。まず、京都の二人目の方が言われたように、この提案は、子を産まない、子を産めないということに対するネガティブな評価を前提としている。子を持たない、子を産まないというのも一つの選択であるが、子を産むこと、産んだことによる育児に対して、何らかの支援策、誘導策を設けるということは、それを

受けられない、それは信条としても考え方としても、また肉体的、生理的にも受けられない方に対する逆差別になると思う。私も日弁連理事であるが、理事会においては、この辺りがほとんど意識されていなかった。

次に、先ほどの説明で、国から云々というようなことを言われていた。産めよ増やせよという言葉は、若い方は知らないかもしれないが、昭和16年の国策遂行、閣議決定である。少子化対策と、産めよ増やせよという人口増加、戦争のための人口増加は、結果としては同じである。なぜ、日弁連が少子化対策に参加しなければいけないのか。もし、国から七生報国、大東亜というような政策が打ち出されたら、日弁連はお国の政策だからといって従うのだろうか。少なくとも、先ほどの説明者の論理は、お国の政策だからと言って理由の一つに掲げていた。これは日弁連として恥ずべき言い方である。

次に、三つ目。これは、先ほど京都弁護士会の初めの方が言われたように、制度設計として極めて杜撰である。妻が専業主婦で子育てをしている。夫が弁護士でバリバリ働いている。しかし、朝出掛けるときにおむつの入ったゴミ袋をゴミ箱にしまった。私も実は孫が帰っているが、その孫を風呂に昨日入れた。そういうことをやれば、それで免除になるという。業務関連性が不要なのである。さらに弁護士の場合は、夫婦で弁護士をやっている場合が多い。その場合に、夫婦であるから収入は1人でやっているより当然多くなる。業務の関連性や収入の減少を要件としないということは、極論であるが、何億円も稼いでいる人が免除されるということである。夫婦のうち会員である男性が1人で稼いで、専業主婦が子育てをしてもバリバリ稼いでいる男性会員の会費が免除されてしまう。それはやはり不平等で、おかしいであろう。何億円も稼いでいる人間に児童手当、子ども手当をやるのが正しいことなのか。私はそうは思わない。

また、実際に子育てに関与しているかを申告させると言われたが、性善説によるもので最終的なチェックは難しいという説明が理事会でもあった。性善説でなければうまく運用できないような制度を作るのは法律家として失格である。もし性善説でうまく運用されるというならば、特定秘密保護法案だって認めればいいであろう。行政を信じれば良い。制度として性善説に立たなければうまく運用できないようなものは、おかしいのである。

それから、最後に、やはり京都の初めの方が言われたように、弁護士会費というのは、弁護士自治を支えるものである。弁護士自治というのはやはり大切なものである。経済的、財政的な支えがなければ、弁護士自治など成り立たない。先ほど少年法の話があり、私は執行部の提案に賛成させていただいたが、やはりお金がなければ、弁護士自治など絵に描いた餅である。という意味で、弁護士の会費というのは、弁護士と名乗る以上は、等しく負担すべきものである。以上の理由から、私はこの提案に反対する。」

國松里美会員（第二東京） 「私は、65期で、日弁連の若手法曹センター、若手女性会員及び女性修習生支援策検討プロジェクトチームの幹事をしており、その立場から一言、賛成意見を述べる。去る10月14日に開催された東京三会主催の就職説明会における女

性合格者のための相談ブースにおいて、67期の合格者の女性から、弁護士業と出産育児は本当に両立できるのかとか、育児期間の経済的な負担が不安という声が多数寄せられていた。先ほど反対意見を述べた先生方の意見には分かるところもあるが、時代が少し異なると思う。確かに先生方も誰でも育児をやったということは分かるが、今は、修習資金の貸与制などの問題もあり、ロースクール世代であることから、実際に若手には収入の面でかなり不安があるのが現実だと思う。そのため、今の合格者からそういう声が多数上げられることに私は身をもって実感している。加えて、私は、未婚で出産もしていないが、今後、自分が結婚、出産となったときは、今のままのペースで弁護士業務を続けていけるものではなく、収入が減るのは必至だろうと思うが、こういった心配、不安が実際に今の若手にはたくさんあるということをもう一度考えていただきたい。

また、弁護士会に対する社会的な信頼という面もあると思っており、現在、やはり男女問わず育児を行うことを推奨する意識は、どの世代でも持っていかなければならないので、一つの制度として、賛成意見を述べさせていただいた。」

鈴木春実会員（静岡県） 「私は、反対する立場から、若干の疑問点を述べる。私自身は、男性が育児に参加すべきということ自体には全く反対ではない。これは当たり前のことだと思う。しかし、それがなぜ会費の免除に結び付くのか、その合理性が全く分からない。国家政策として男女参画というのはあるが、なぜ弁護士会が身銭を切らなければならないのか。政策論として会費免除ということであれば、その前にもっと施策としては、会務の免除があってしかるべきだと思う。時間を作ってあげることが、一番の子育ての参加になると思う。ところが、会務免除を飛び越えてなぜ会費免除なのか、そこが分からない。逆に、会費免除となると、必ず会務免除もセットでなければおかしいと思う。

もう1点、疑問を申し上げると、この規定は、例えば、いわゆる愛人が子どもを産み、認知した場合でも免除されないと聞いている。これは不平等ではないかと思う。」

議長は、他に質疑及び討論を希望する者がいないことを確認し、質疑及び討論を終了して採決に入る旨を宣した。

まず、第3号議案の採決が行われ、挙手により出席者の3分の2以上の賛成多数で可決された。

次に、第4号議案の採決が行われ、挙手により賛成多数で可決された。

続いて、第5号議案について、松田副会長から議案中の第66条の2第2項中の育児期間中の会費免除に関する規程の会規番号について、第4号議案の可決により順番に割り振られることとなる番号が挿入される旨の説明があり、その後、議長により外国特別会員にも議決権がある旨が確認された上で採決が行われ、挙手により賛成多数で可決された。

**〔第6号議案〕 会則中一部改正（第23条・登録料改定）の件**

**〔第7号議案〕 外国特別会員基本規程（会規第25号）中一部改正（第16条・登録料改定）の件**

**〔第8号議案〕 弁護士法人規程（会規第47号）中一部改正の件**

**〔第9号議案〕 弁護士名簿の登録料納付の免除等に関する規程（会規第96号）中一部改正の件**

議長は、第6号議案「会則中一部改正（第23条・登録料改定）の件」、第7号議案「外国特別会員基本規程（会規第25号）中一部改正（第16条・登録料改定）の件」、第8号議案「弁護士法人規程（会規第47号）中一部改正の件」及び第9号議案「弁護士名簿の登録料納付の免除等に関する規程（会規第96号）中一部改正の件」を一括して議題に供した。

菊地裕太郎副会長から、次のとおり議案の趣旨説明がなされた。

会則第23条第1項は、弁護士名簿の登録に関し、登録料の納付義務を課しており、登録時は6万円、司法修習を終了して引き続き1年以内に登録する場合は3万円、登録換えは1万円、登録事項の変更及び請求による登録取消しは5千円と規定している。現在のこの金額は、1983年に改定されて30年を経過している。

ところで、弁護士登録時には、当連合会への登録料の納付の他に登録免許税6万円の収入印紙を貼付しなければならない。また、所属弁護士会への入会金等かなりの経済的な負担になっており、とりわけ若手会員にとっては軽いとは言えない負担となっている。新規登録者については、近時、既存の法律事務所へ勤務弁護士として採用されることを希望しながら、やむを得ず自宅を登録事務所としている会員や独立開業した会員も相当数存在することが推測されており、それらの会員が短期間で登録換えや登録事項の変更をする頻度が高まることが予測される。また、新規登録者に限らず組織内弁護士や任期付公務員等弁護士の業務の在り方の多様化が進みつつあり、登録換えや登録事項の変更の増加要因として挙げられている。これら登録換え、登録事項の変更及び請求による登録取消し等の度に当連合会に納付すべき登録料も少なからぬ負担となると推測される。

他方、会則第91条では、本会の経費は会費、登録料、寄付金その他の収入をもって支弁すると規定されており、登録料の改定に当たっては、当連合会の財政面への影響も考慮する必要がある。この点、近年の決算によると、登録料収入は事業収入と並んで1億円前後の金額で推移し、一般会計収入全体の2%前後を占めており、また登録にかかる諸経費は概算すると年間3,700万円程度となっている。改正案が実施された場合の登録料収入を過去5年間の平均値を基に想定した件数で試算すると、司法修習終了時に引き続いて登録する人数を1,805人と想定した場合は、約3,600万円から4,000万円と

なり、同様に1,330人と想定をした場合は、約3,100万円から3,600万円となり、大幅な減収となる。しかし、1,805人と想定した場合の毎年の会費収入は2億円程度、1,330人と想定した場合は1億5,000万円程度増加していくため、減収分が一般会計の収入全体に与える影響はそれほど大きくない。

以上のとおり、当連合会の財政状況も勘案した上で、次のように登録料を改定することにより会員の負担を軽減することを提案する。具体的には、会員の登録料については、登録時は3万円、司法修習を終了して引き続き登録する場合は1万円、登録換えは5,000円、登録事項の変更は2,000円、請求による登録取消しの場合は徴収しないこととする。さらに、外国特別会員及び弁護士法人である会員についても、例えば弁護士法人会員の入会金及び届出手数料は、弁護士法人規程の制定時に弁護士である会員の登録料と同額であると説明されており、同第7号及び第8号議案において、会員間の公平の観点から弁護士である会員に準じて各改正案のとおり、登録料を改定することを提案する。

また、第9号議案は、会則第23条第1項第4号の改正により、弁護士の請求による登録取消し時の登録料を徴収しないこととした場合、弁護士職務経験終了による登録取消し時の登録料免除の規定が不要となることに伴う改正である。

なお、この改正の施行時期については、2014年4月1日を提案する。その理由は、既に66期からは登録料を収受しており、返金という煩瑣な手続が必要になること、会財政としての予算組みも減収を予定して組んでいないこと、一斉登録の際の全ての登録料を対象としており、弁護士会窓口での混乱等を避けるためである。

議長は、質疑に入る旨を宣した。なお、第7号議案については外国特別会員も質疑、討論を行うことができ、議決権を行使できる旨が説明された。

その後、質疑、討論ともに希望者がいなかったことから直ちに挙手による採決に入った。

まず、第6号議案の採決が行われ、挙手により出席者の3分の2以上の賛成多数で可決された。

次に議長により外国特別会員にも議決権がある旨が確認された上で第7号議案の採決が行われ、挙手により賛成多数で可決された。

続いて、第8号議案の採決が行われ、挙手により賛成多数で可決された。

続いて、第9号議案の採決が行われ、挙手により賛成多数で可決された。

#### **【第10号議案】 会則中一部改正（第19条・再登録時の登録番号）の件**

議長は、第10号議案「会則中一部改正（第19条・再登録時の登録番号）の件」を議題に供した。

菊地副会長から、次のとおり議案の趣旨説明がなされた。



本議案は、再登録時に従前の登録時と同じ登録番号を付与する取扱いを導入するに当たり、会則第19条を改正し、再登録時の提出書類に同一人確認のための書類提出を規定するものである。

当連合会では、弁護士登録後3年を経過した会員が裁判官に任官するために弁護士登録を取り消し、その後裁判官を退官して弁護士に再登録する場合を除き、弁護士登録を取り消した者が再登録する場合には、新しい登録番号を付す取扱いをしている。しかし、近年、公的機関や企業への就職、留学、育児等の理由で一時的に弁護士登録を取り消す会員が増加しており、これらの会員の中からは、再登録時に旧登録時と同一の登録番号を付して欲しいとの要望が出されている。2010年には、東京弁護士会から再登録時に従前の登録時と同じ登録番号を付与するように要望する意見が提出された。また、再登録時に新しい登録番号となるのが、これらの活動や育児休業取得の妨げになっているとの指摘もある。以上のことから、当連合会では、再登録時に付す登録番号の取扱いについて検討してきたところ、関連委員会、弁護士会等への意見照会の回答結果も踏まえ、旧登録時の登録番号を付す取扱いを導入し、それに伴い必要となる手続を規定する会則の一部改正を提案することとした。意見照会の結果等を踏まえ、取扱いの概要は、以下のとおりとする。

第1に、再登録者全員に適用すること。第2に、旧登録番号と新しい登録番号の選択制は導入しないこと。ただし、過去に複数回弁護士登録を取り消しており、複数の登録番号を付されたことがある場合には、本取扱いの運用開始後で最初の登録となる際に限り、1回に限り、過去に付されたことがある複数の登録番号の中から再登録をする際に付される登録番号を選択することができることとする。第3に、本取扱いの運用開始前に再登録した会員についての遡及適用は行わないこと。第4に、弁護士記章の保管は行わず、通常どおり返還を求めることとする。なお、本取扱いの外国特別会員への適用については、外国法事務弁護士になるための法務大臣による資格の承認が登録取消後6か月で失効すること、過去とは別資格での再登録に同一の登録番号を付すことになってしまうこと、登録請求者の同一人確認に困難が見込まれることなどから見送ることとした。

会則等改正の施行日、取扱いの開始日は、当連合会のシステム改修や弁護士会からの要望により、平成27年4月1日以降に再登録請求された方からとなる。なお、議案書の参考資料は、本総会で本改正案が承認された場合に、追って日弁連理事会に諮る予定の関係規則の一部改正案である。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

その後、質疑、討論ともに希望者がいなかったことから直ちに挙手による採決に入った。挙手による採決の結果、第10号議案は出席者の3分の2以上の賛成多数により可決された。

**〔第 1 1 号議案〕 会則中一部改正（第 2 9 条・記章等の携帯）の件**

**〔第 1 2 号議案〕 外国特別会員基本規程（会規第 2 5 号）中一部改正（第 3 5 条・記章等の携帯）の件**

議長は、第 1 1 号議案「会則中一部改正（第 2 9 条・記章等の携帯）の件」及び第 1 2 号議案「外国特別会員基本規程（会規第 2 5 号）中一部改正（第 3 5 条・記章等の携帯）の件」を一括して議題に供した。

菊地副会長から、次のとおり議案の趣旨説明がなされた。

本議案は、会則第 2 9 条第 2 項と外国特別会員基本規程第 3 5 条を改正し、記章の帯用義務を携帯義務に変更するものである。現在、会則第 2 9 条第 2 項及び外国特別会員基本規程第 3 5 条では、職務を行う場合には本会の制定した記章を帯用しなければならないとしている。帯用というのは、体に付けて用いることという意味であり、記章を帯用するというのは、記章を着衣に付けることを意味すると解される。

現在の規定では、記章を着衣に付けず所持しているのみの場合は、形式的には規定の字義に反する事態となる可能性がある。しかし、クールビズなどによる軽装やその他の服装の状況によって帯用が困難となる場合がある。帯用を義務付けることが現在の実情に合わなくなっている面がある中で、記章を着衣に付けないことが会則違反になりかねない状況は好ましくない。したがって、記章をいつでも提示できるような状態で携帯することを義務付け、日弁連から身分証明書の発行を受けている場合には、その携帯をもって記章の携帯に代えることを認める内容の会則及び外国特別会員基本規程の一部改正を提案する。

あくまでも記章が原則であり、身分証明はこれに代わるものとしている。

なお、議案書の参考資料は、本総会で改正案が承認された場合に、追って日弁連理事会に諮る予定の関係規則の一部改正案である。

議長は、質疑に入る旨を宣した。なお、第 1 2 号議案については外国特別会員も質疑、討論を行うことができ、議決権を行使できる旨が説明された。

その後、質疑、討論ともに希望者がいなかったことから直ちに挙手による採決に入った。

まず、第 1 1 号議案の採決が行われ、挙手により出席者の 3 分の 2 以上の賛成多数で可決された。

次に議長により外国特別会員にも議決権がある旨が確認された上で第 1 2 号議案の採決が行われ、挙手より賛成多数で可決された。

以上をもって全ての議案の審議を終了し、山岸会長から、次のとおり挨拶があった。

本日は、忙しい中、最後まで熱心に討議いただき感謝する。

冒頭でも申し上げたとおり、現在は、非常に困難な時期であると考えている。秘密保全保護法、共謀罪などについて政権と厳しく対峙していく必要がある一方で、少年の国選付添人の問題、経済的支援の問題など、政権に要請し、理解を求めていくようなロビイング活動もしていかなければならない。また、一方、刑事事件、少年事件に熱心に取り組んでいる方々と犯罪被害者支援の問題に熱心に取り組んでいる方々との非常に厳しい対立状況等も調整していかなければならない。この刑事司法改革の問題についても、捜査側の厳しい巻き返しの議論もあり、なかなか調整は容易ではないが、乗り越えていかなければならない。また、法曹養成制度改革についても、我々は、法曹人口論などに熱心に取り組んでいるが、やはり法科大学院側の方々には合格者の減少は認めてくれるなどという厳しく強いロビイング活動も見られるのであるから、これらを乗り越えて、説得的な活動をしていかなければならない。

修習生に対する経済的支援については、理解していただける議員がかなり増えてきたと思うが、予算を付ける方と受け取る方が岩盤のように堅いので、そこを突破していかなければならない。議員要請をしても、法曹養成制度改革の問題、法曹人口の問題、経済的支援、法科大学院の統廃合、定員削減、予備試験いろいろな論点について、それぞれの議員は、それぞれに意見がクロスし、いろいろである。私どもも非常に難渋をすることがあるが、きめ細かく、力強くいろいろなところへ働きかけていかなければならない。

各地で非常に熱心にいろいろと議員要請をしていただいている。この場で改めて感謝するとともに、今後もよろしくお願い申し上げます。市民の方々に対する様々な取組活動、議員要請、メディアとの意見交換、いろいろなことを熱心にやっていただいで、その成果が様々な形で日弁連の活動の成果として表れつつあると考えている。

今日いただいた様々な意見を拳拳服膺しながら議論を深め、いろいろな問題に熱心に取り組んでまいりたい。冒頭に述べたとおり、秘密保護法がまもなく成立かという切羽詰まった局面であり、日比谷の野外音楽堂で廃案を求める集会が開催される。ぜひ御参加いただきたい。

以上をもって、全ての議事が終了し、議長が散会を宣し、臨時総会は閉会した。

以 上

(調査室嘱託 奥 国範、中村 美智子)